ロ　北緯55度25・25分東経14度36・48分の地点 ハ　北緯55度24・58分東経14度37・35分の地点 ニ　北緯55度12・03分東経14度20・04分の地点	ヘ　北緯55度23・18分東経14度27・57分の地点 ト　北緯55度27・55分東経14度33・62分の地点 チ　左欄のロに掲げる地点 リ　左欄のハに掲げる地点 ヌ　北緯55度22・34分東経14度40・28分の地点 ル　北緯55度13・76分東経14度28・42分の地点 ヲ　北緯55度10・37分東経14度23・76分の地点 ワ　左欄のニに掲げる地点 カ　左欄のイに掲げる地点	海面のうちツに掲げる地点からネに掲げる地点に引いた線とナに掲げる地点からラに掲げる地点に引いた線との間の海面 ヨ　左欄のホに掲げる地点 タ　北緯55度23・２分東経14度11・58分の地点 レ　左欄のへに掲げる地点 ソ　北緯55度28・41分東経14度17・04分の地点 ツ　左欄のヌに掲げる地点 ネ　北緯55度17・88分東経14度46・42分の地点 ナ　左欄のルに掲げる地点 ラ　北緯55度５・０分東経14度38・47分の地点 ム　北緯55度５・０分東経14度42・37分の地点
2　イからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯55度２・３分東経14度２・42分の地点 ロ　北緯55度２・99分東経14度５・97分の地点 ハ　北緯55度６・56分東経14度10・８分の地点 ニ　北緯55度６・06分東経14度11・９分の地点 ホ　北緯55度２・32分東経14度６・81分の地点 ヘ　北緯55度１・54分東経14度２・88分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯55度４・85分東経14度０・89分の地点 チ　北緯55度５・29分東経14度３・11分の地点 リ　北緯55度８・22分東経14度７・09分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯55度４・４分東経14度15・６分の地点 ワ　北緯55度０・02分東経14度９・65分の地点 カ　北緯54度58・99分東経14度４・４分の地点 ヨ　左欄のへに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点	
3　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　北緯55度11・93分東経14度０・０分の地点 ロ　北緯55度11・76分東経14度５・74分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯55度14・63分東経14度０・０分の地点 ヘ　北緯55度14・46分東経14度５・99分の地点	
ハ　北緯55度10・97分東経14度５・67分の地点 ニ　北緯55度11・13分東経14度０・０分の地点	ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯55度８・22分東経14度７・09分の地点 ヌ　北緯55度８・43分東経14度０・０分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点	

別表45の４の表の次に次の１表を加える。

45の５　ＣＯＲＳＩＡ海峡分離通航方式

分離通航帯		沿岸通航帯
分離帯	通航路	
イに掲げる地点とロに掲げる地点を結んだ線を中心線とする幅０・２海里の海面（この表において「中央分離帯」という。）並びにハからへまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びハに掲げる地点とへに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（この表において「側方分離帯」という。） イ　北緯43度２・０分東経９度37・１分の地点 ロ　北緯42度54・０分東経９度39・６分の地点 ハ　北緯43度２・０分東経９度33・68分の地点 ニ　北緯42度54・０分東経９度35・３分の地点 ホ　北緯42度54・０分東経９度35・02分の地点 ヘ　北緯43度２・０分東経９度33・４分の地点	中央分離帯の東側の境界線とトに掲げる地点とチに掲げる地点を結んだ線との海面並びに中央分離帯の西側の境界線と側方分離帯東側の境界線との海面 ト　北緯43度２・０分東経９度40・０分の地点 チ　北緯42度54・０分東経９度43・２分の地点	陸岸とリからレまでに掲げる地点を順次に結んだ線との間の海面 リ　北緯43度０・52分東経９度24・02分の地点 ヌ　北緯43度１・６分東経９度24・３分の地点 ル　北緯43度７・０分東経９度27・２分の地点 ヲ　左欄のハに掲げる地点 ワ　左欄のへに掲げる地点 カ　左欄のホに掲げる地点 ヨ　左欄のニに掲げる地点 タ　北緯42度48・０分東経９度36・５分の地点 レ　北緯42度39・８分東経９度26・９分の地点

別表70の４の表の次に次の１表を加える。

70の５　ＡＵＳＴＲＡＬＩＡ南西沖分離通航方式

分離通行帯	
分離帯	通航路
1　イからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 イ　南緯34度０・０分東経114度38・４分の地点	リからネまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びリに掲げる地点とネに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） リ　南緯34度０・０分東経114度43・０分の地点